

# 児発第 299 号通知④

## ～第一段階の例外的使途範囲～

299 号通知本文 1 運営費の使途範囲 (2) (3) には第一段階の条件を満たした場合に充てることができる例外的使途範囲の経費について書かれています。

### 1.条件

どちらも「(1) に関わらず、」ではじまり (2) では「保育園において次の要件のすべてが満たされている場合にあつては」、(3) では「(2) の①から⑦までに掲げる要件を満たす保育所にあつては、」と第一段階の条件が示されています。

### 2.例外的使途範囲

例外的使途範囲 (2) では「人件費、管理費又は事業費については、」「各区分に関わらず、当該保育所を経営する事業に係る人件費、管理費又は事業費に充てることができること。」とされています。

例外的使途範囲 (3) では「運営費については、」「長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立預金に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができること。」とされています。

「以下の積立預金」とは次のとおりです。

① 人件費積立預金	人件費の類に属する経費に係る積立預金
② 修繕積立預金	建物及び建物附属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用に係る積立預金
③ 備品等購入積立預金	業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品を購入するための積立預金

### 3.その他

本文 (3) の最後に知事等に宛てた文章として「なお、各積立預金をそれぞれの積立目的以外に使用する場合は、事前に貴職に協議を求め、審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。」とされています。

従って積立預金を取崩し、目的外に使用する場合には所轄の監督官庁に承認を求める必要があります。

詳しくお知りになりたい場合にはご連絡ください。

E-mail : [h-murata@yamadasougou.co.jp](mailto:h-murata@yamadasougou.co.jp)

電話 : 03-3694-6091

医療事業部 : 村田知生

